

警 務 乙 達 第 2 号
令 和 2 年 3 月 1 9 日

関 係 所 属 長 殿

警 務 部 長

福井県警察車両管理業務嘱託員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察車両管理業務嘱託員の設置及び運用要綱の制定について」を制定し、令和2年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、福井県警察車両管理業務嘱託員運用要領の制定について（平成26年警務甲達第43号）は令和2年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察の車両管理業務嘱託員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察の車両管理業務嘱託員（以下「車両管理業務嘱託員」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

本部長が必要と認める所属に車両管理業務嘱託員を置く。

第3 身分

車両管理業務嘱託員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任期

車両管理業務嘱託員の任期は1会計年度とする。

第5 職務

- 1 車両の運転及び維持・管理に関すること。
- 2 運転日誌、車両データ等の管理及び統計に関すること。
- 3 警察文書の送付に関すること。
- 4 1から3までに掲げるもののほか、所属長が必要と認めること。

第6 勤務時間

車両管理業務嘱託員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。

第7 指導教養

所属長は、車両管理業務嘱託員の業務を効果的に推進するため、車両管理業務嘱託員に対し必要な指導教養を実施するものとする。

第8 勤務計画

所属長は、車両管理業務嘱託員勤務計画表（別記様式第1号）により、原則として毎月25日までに翌月の勤務計画を作成し、車両管理業務嘱託員に勤務日及び勤務時間を示すものとする。

第9 勤務日誌

車両管理業務嘱託員は、勤務日ごとに車両管理業務嘱託員勤務日誌（別記様式第2号）により、所属長に報告するものとする。車両管理業務嘱託員勤務日誌の保存期限は、会計年度により1年とする。

第10 その他

所属長は、車両管理業務嘱託員が警察に対する苦情、抗議その他組織的に対応する必要がある事案を認知したときは、速やかに報告させること。

別記様式省略